

## 2 一般募集入学者選抜要領

### 1 選抜の種類

#### (1) 共通選抜

学力検査、調査書及び面接について、県教育委員会が定める方法によって得点を算出し、選抜する。

#### (2) 特色選抜

学力検査、調査書、面接及び特色検査<sup>1</sup>について、学科、コース等の特色に応じて各高等学校が定める方法によって得点を算出し、選抜する。

なお、学力検査の得点を、傾斜配点することもできる。

### 2 検査内容及び提出資料

#### (1) 学力検査

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。なお、外国語（英語）にはリスニングを含む。

イ 数学及び外国語（英語）については、各高等学校の判断で、問題の一部に応用的な内容を含む学校選択問題に変更することができる。

ウ 特色選抜においては学力検査の得点を傾斜配点することができる。詳細は、3(2)ア(1)(ウ)による。

#### (2) 調査書

調査書の記載項目は「各教科の学習の記録」（9教科5段階の評定）、「総合的な学習の時間の記録」とする。

#### (3) 自己評価資料

ア 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自ら考え、県教育委員会が定めた様式に記載する。

イ 受検生は、志願する高等学校が「選抜実施内容<sup>2</sup>」の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、その項目についても記載する。

ウ 自己評価資料そのものは評価せず、面接の際に参考とする。

#### (4) 面接

ア 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料を参考に、自らの言葉で表現する面接を実施する。

イ 詳細は、3（111ページ）による。

<sup>1</sup> 特色検査（実技検査又は作文（小論文））は、各高等学校が学科、コース等の特色に応じて、実施する場合がある。

<sup>2</sup> 各高等学校が選抜の実施内容等を定め、事前に公表するもの。

### (5) 特色検査

ア 各高等学校の学科、コース等の特色に応じて、志願者が備えている資質・能力について測る必要がある場合、実技検査又は作文（小論文）のいずれかを実施し、特色選抜における資料とすることができる。

イ 詳細は、4（114 ページ）による。

## 3 各選抜における検査の配点及び得点の算出

### (1) 共通選抜

「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」を、県教育委員会で定めた次の取扱いからそれぞれ選択し、総合点を算出する。

#### ア 学力検査

学力検査の得点は、各教科 100 点、5 教科合計 500 点満点とする。

#### イ 調査書

(ア) 調査書は、各教科の学習の記録のうち、「評定の各学年別合計」（9 教科×5 段階＝45 点満点）に、次の(イ)①～③から選択した各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数（点）を共通選抜における調査書の基本点とする。各々の満点は、各学年の比率の数値の合計に 45 を乗じて得た数（点）となる。

(イ) 各学年の比率（1 年：2 年：3 年）は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が、次の①～③から選択する。

① 1：1：1（135 点満点）

② 1：1：2（180 点満点）

③ 1：1：3（225 点満点）

(ウ) 学科、コース等の特色に応じて、各高等学校は、前述の(ア)(イ)で定めた基本点を、次の①～③から選択した得点に換算して、調査書の得点とする。なお、この値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第 1 位を四捨五入することを原則とする。

① 200 点    ② 300 点    ③ 400 点

#### ウ 面接

(ア) 県教育委員会が定めた評価の観点及び評価規準に従って得点を算出する。

各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて得点を算出する。

詳細は、3の「4 得点の算出」（112 ページ）による。

(イ) 面接は、30 点満点を基本点とする。

(ウ) 各高等学校は、学科、コース等の特色に応じて、前述の(ア)の基本点に、次の①又は②から選択した倍率を乗じて、面接の得点とする。

① 1 倍（30 点満点）    ② 2 倍（60 点満点）

(E) なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、面接の得点を算出する際に配慮する。

## (2) 特色選抜

「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」について、各高等学校で定めた取扱いに基づき総合点を算出する。

特色検査を実施する場合は、「エ 特色検査の得点」を加えて、総合点を算出する。

特色検査を実施しない場合は、「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」について、一部又は全てを共通選抜における県教育委員会で定めた得点の算出方法とは異なる取扱いとする。

### ア 学力検査

(ア) 学力検査の得点は、各教科 100 点、合計 500 点満点を基本点とする。

(イ) ただし、各高等学校があらかじめ、学科、コース等の特色に応じて、3教科を超えない範囲で定めた教科について、傾斜配点を実施することができる。

(ウ) 傾斜配点を実施する各教科の学力検査の配点は、1教科ごと 150 点又は 200 点とし、各高等学校が設定する。

### イ 調査書

(ア) 調査書における各教科の学習の記録のうち、「評定の各学年別合計」の取扱いに用いる各学年の比率（1年：2年：3年）は、学科、コース等の特色に応じて各高等学校が定め、各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数（点）を特色選抜における調査書の基本点とする。ただし、各学年の比率の数値は 1 以上の整数とする。また、各学年の比率の数値の合計は、10 を超えない範囲とする。

(イ) 各高等学校は、前述の(ア)で定めた基本点に、135 点満点を下回らない範囲で、学科、コース等の特色に応じて定めた数を乗じて調査書の得点とする。その際、得点の合計の取扱いは、次のオ(ア)による。

### ウ 面接

(ア) 県教育委員会が定めた評価の観点及び評価規準に従って得点を算出する。

各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて得点を算出する。

詳細は、3の「4 得点の算出」（112 ページ）による。

(イ) 面接は、30 点満点を基本点とする。

(ウ) 各高等学校は、前述の基本点に、30 点満点を下回らない範囲で、学科、コース等の特色に応じて定めた数を乗じて、面接の得点とする。その際、得点の合計の取扱いは、次のオ(ア)による。

(E) なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、面接の得点を算出する際に配慮する。

## エ 特色検査

特色検査を実施する高等学校は、学科、コース等の特色に応じて、特色検査（実技検査又は作文（小論文））の問題及び各高等学校の定めた基準に従って得点を定める。詳細は、4の1(4)及び2(3)（114 ページ）による。得点の取扱いは、次のオ(イ)による。

## オ 得点の合計

(ア) 調査書の得点及び面接の得点の合計は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が定める。ただし、学力検査の基本点（500 点満点）の合計の 1.5 倍を超えない範囲とする。

（学力検査の基本点×1.5 ≧ 調査書の得点＋面接の得点）

(イ) 特色検査を実施した場合、特色検査の得点は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が定める。ただし、学力検査の基本点（500 点満点）、調査書の得点、面接の得点の合計を超えない範囲とする。

（学力検査の基本点＋調査書の得点＋面接の得点 ≧ 特色検査の得点）

## 4 選抜の手順と方法

(1) 共通選抜及び特色選抜の両方で選抜を実施する場合

### ア 選抜の手順

特色選抜及び共通選抜の両方で選抜を実施する高等学校、学科、コース等にあつては、特色選抜による入学許可候補者を決定した後、共通選抜による入学許可候補者を決定する。

### イ 選抜の方法

(ア) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の20～80%を特色選抜で入学許可候補者とする。特色選抜における割合の決定に当たっては、10%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の残り100%を、共通選抜で入学許可候補者とする。

上記により、特色選抜及び共通選抜における入学許可候補者を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

なお、特色選抜と共通選抜による入学許可候補者の割合は各高等学校で定める。その人数割合は、「選抜実施内容」にて公表する。

(イ) 特色選抜

前述の3(2)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(ウ) 共通選抜

特色選抜で入学許可候補者とならなかった者を、共通選抜の対象者とする。

前述の3(1)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(2) 共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合

ア 選抜の手順

共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する高等学校、学科、コース等にあつては、選抜段階として第1次選抜、第2次選抜を設ける。第1次選抜と第2次選抜では、選抜の過程における得点の取扱いに差を設けるものとする。

イ 選抜の方法

(ア) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の60～80%を第1次選抜で入学許可候補者とする。第1次選抜における割合の決定に当たっては、10%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の残り100%を、第2次選抜で入学許可候補者とする。

上記により、特色選抜及び共通選抜における入学許可候補者を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

なお、第1次選抜と第2次選抜による入学許可候補者の割合は各高等学校で定める。その人数割合は、「選抜実施内容」にて公表する。

(イ) 第1次選抜

3(1)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(ウ) 第2次選抜

第1次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第2次選抜の対象者とする。

3(1)により第1次選抜とは得点の取扱いに差を設けて定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

5 選抜にあたっての留意事項

(1) 2つ以上の学科又はコース等を有する場合

ア 選抜及び各得点の換算は、学科又はコース等ごとに行う。

イ 共通選抜及び特色選抜の両方を実施する場合において、第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の共通選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いが異なるとき、共通選抜における資料の取扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いに従う。

ウ 共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合において、第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の第2次選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いが異なるとき、第2次選抜にお

ける資料の取扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いに従う。

エ 第2志望に準ずる志望の選抜は、すべての学科、コース等の選抜を終えたのちに実施することができる。

第2志望に準ずる志望の選抜の対象となる学科、コース等が複数あるときの実施順は、選抜を行う過程において適宜定める。

選抜は、前述の2に掲げる資料の中から、当該選抜の対象となる志願者が共通して有する資料を用い、共通選抜及び特色選抜の両方を実施する場合は特色選抜又は共通選抜に準じて、共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合は第1次選抜又は第2次選抜の選抜方法に準じて、各高等学校で取扱いを定めて行う。

## (2) 特別な事情を有する志願者の選抜

特別な事情によって、他の大部分の者と同一の選抜が困難な者については、次のア～エにより選抜を行う。

ア 特別の教育課程により学習している者、3学期（2学期制等の場合は、これに該当する時期）に本県の中学校等に転入学した者又は隣接県協定によらない他の都道府県等からの志願者については、次のことに注意する。

(ア) 学習の記録の得点の取扱いについて、各志願者の状況を個々に判断する。

(イ) 各教科の学習の記録の評定が10段階評定のときは、各学年別の9教科の評定の合計を0.55倍したものを「学習の評定の各学年別合計」とする。ただし、各学年別の9教科の評定の合計が82（点）以上のときは、「学習の評定の各学年別合計」を45（点）とし、各学年別の9教科の評定の合計が16（点）以下のときは、「学習の評定の各学年別合計」を9（点）とする。

(ウ) 共通選抜及び特別選抜の資料に該当するものがないとき又は不足しているときは、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

イ 災害等のやむを得ない事情などで、所定の調査書が提出できないときは、所定の調査書に代わるものを参考資料とし、前述のアに準じて取扱う。

ウ 病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかった志願者の選抜に際しては、その事由を証明する書類を提出させ、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

エ その他、状況に応じて、前述のアに準じて取扱う。

## 6 追検査の選抜と方法

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、追検査を受検した志願者の選抜は、追検査の得点の合計及び調査書の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

なお、追検査を受検した志願者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜によ

る募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、**3**の「5 その他」（113ページ）に従い、面接を実施する。

イ 追検査において、特別な事情を有する志願者の選抜は、前述の5(2)に準ずる。